

少子・高齢化対策の比較研究

共同研究者 中村 昌美 (代表)
入稻福 智

ドイツの少子化対策

～従来の方針とその大転換～

入稲福 智

はじめに

EU最大の経済力と人口を誇るドイツは、同じく最大の少子・高齢化問題に直面しており、近時は経済への影響も懸念されている¹⁾。人口構造の変化、とりわけ、出生率の低下は産業形態が大きく変わり、女性の社会進出が台頭した1970年代に急速に進み、何も新たに生じた問題ではない。また、ドイツに限った現象ではなく、近隣のヨーロッパ諸国でも一様に見られるが、いくつかの国で状況が改善しているのとは対照的に、ドイツの出生率は伸び悩んでいる²⁾。その主な要因の一つとして、伝統的な子育て理念を指摘することができる。つまり、ヒトラー政権下（1933～1945年）の積極的な出生政策を反省し、戦後は、子育ては家庭で行うべきとする考えが浸透し、育児所や全日制の幼稚園・学校（伝統的なドイツの教育施設は半日制であり、子供は家庭で昼食を取り、午後を家庭で過ごす）の整備に消極的であった。

直近の国政選挙（2005年9月）の際にも、少子・高齢化問題が大きく取り上げられることはなかったが³⁾、近時は、社会制度（特に年金制度）だけではなく、経済に与える打撃（人口ないし労働力の減少に伴う経済力の低下）がますます強く懸念されるようになり、選挙後に発足したMerkel政権は、半世紀にわたるドイツ家族政策の改革に本腰を入れるようになった。新しい方針は、社会政策としての性質だけではなく、経済成長や雇用創出という経済政策的側面をも併せ持っており、少子・高齢化現象そのものよりも大きな問題をドイツ社会に投げかけている。特に、2007年1月に発効した親手当て（Elterngeld）に関する法律⁴⁾や審議中の託児所の倍増計画は、伝統的な家族観ないし子育て観にメスを入れるものであり、波紋を広げている。

現在、少子化対策は、ドイツだけではなく、ヨーロッパ全体の重要課題となっており、ドイツもEUの政策の影響を少なからず受けている。本稿では、これらの点にも触れなが

ら、第2次世界大戦後のドイツの少子化対策を概観し、また、新しいプログラムについて検討する。

I. 現状

ドイツや近隣のヨーロッパ諸国では、すでに19世紀より、少子・高齢化の傾向が見られる⁵⁾。確かに、第2次世界大戦後にはベビー・ブームが到来し、出生率が若干回復しているが、安全・確実な避妊具の利用が普及した1970年代以降は再び低下している⁶⁾。2004年の統計⁷⁾によると、ドイツの合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子供の数）は1.4であり、EU加盟25ヶ国平均の1.5をわずかに下回っている。確かに、南欧諸国や東欧諸国よりは幾分高いが⁸⁾、EU内の最低水準にあることに変わりはない。近年はこの低い水準で安定しており、急速な回復は見込まれないとされている⁹⁾。なお、子供を一人も生まない女性の割合に大きな変化はないが、3～4人以上の子供を生む女性が大幅に減っており、少子化の一因になっている¹⁰⁾。

II. 出生率低下の現代的要因

出生率低下の要因については、すでに多くの研究がなされており、国や地域、また、年代ごとに異なる事由が指摘されているが¹¹⁾、1970年代以降の一般的な要因としては、女性の生き方やカップルの生活スタイルが大きく変わったことが挙げられる¹²⁾。なお、男女比で見ると、子供を欲しがらない割合は、むしろ男性の方が若干であるが高い¹³⁾。また、前述したように、避妊具の普及や3～4人以上の子供を産む女性が非常に少なくなっている点も見逃してはならない。さらに、ドイツを含むEU加盟国に共通する今日的な原因¹⁴⁾として、①将来に対する不安、②子育てには高額な費用がかかること、③仕事と子育ての両立が困難であることを指摘する¹⁵⁾。その他、ドイツに特有の理由として、以下の点が挙げられる。

(1) 伝統的な家族像の存続

女性の雇用率や離婚率が高く、女性の地位が男性と同等に評価されているヨーロッパ諸国では、出生率も高いことがすでに指摘されている。つまり、出産・子育てを理由とする失業や生活水準の低下を懸念する必要がなく、また、離婚した場合であれ、女性（働く母

親)の育児負担が大きくない「現代的な社会」では出生率が高くなっている¹⁶⁾。

このような国では、婚姻関係にある男女が子供をもうけ、子育てと家事のために母親は家庭に留まるといった伝統的な家族観が消失ないし薄れている。2006年の統計で、フランスの出生率は2.1%とヨーロッパ内で最も高い水準に達し、注目されているが¹⁷⁾、この国でも、子育ては家庭で行うべきとする考えは影を潜め、2人以上の子供を持ち、託児所に預けながら働く女性の割合が高くなっている。また、未婚の夫婦間で生まれる子供の割合も高くなっている(約2人に1人、ドイツでは4人に1人)¹⁸⁾。

これに対し、ドイツでは、出産を結婚ないし婚姻関係の継続にリンクさせたり、子育ては家庭で行われるべきとする考えが根強く残っている。つまり、生計能力を備え、所帯を設けることが出産・子育ての条件とする見方が依然として支配的であり、子供は全日制の託児所や幼稚園に預けられることなく、家庭で(もっぱら母親によって)育てられている¹⁹⁾。従来のドイツの育児・教育施設はほぼ正午に閉まってしまうため、子供は家庭で昼食を取った後、家族と共に午後を過ごす。近時は、全日制の育児・教育施設を導入する試みも進められているとはいえ、その普及率はEU内で最も低い水準に留まっており、母親の職業活動を大幅に制約している。

連邦家族・高齢者・女性・青少年省(Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend [BMFSFJ]) (以後、連邦家族省とする)が発表した2006年の家族報告書は、女性の社会進出が飛躍的に伸びているとはいえ、出産を機に仕事を放棄し、夫ないしパートナーに頼る「60年代型家族モデル」が残存しており、他のヨーロッパ諸国に比べ、仕事と家庭生活の両立は困難であると分析している²⁰⁾。

このような状況下、ドイツでは結婚率が低下する一方で、離婚率は上昇している。つまり、伝統的な家族像は危機に晒されており、これは出生率の低下につながっている²¹⁾。

(2) “Rush-Hour of Life” と教育制度

2006年の家族報告書は、出産・子育てを困難にする最大の要因として、いわゆる「人生のラッシュ・アワー」²²⁾ (27歳から34ないし35歳までの期間)における時間的圧力が他のヨーロッパ諸国に比べ非常に大きいことを挙げている²³⁾。つまり、ドイツでは、教育課程を修了し、生涯の職業と生計能力を身につけた後に結婚し、家庭を設けることが出産・子育ての条件とされており(前述参照)、近隣諸国で見られるように、一端、教育を中断して家庭を築き、その後、再び教育を受け、職業資格を取得することは一般的ではない。人生の早い段階で教育を終え、定職に就かなければならないため、結婚や出産は遅れること

になるが、特に、大学進学者の独立は遅れ、27歳まで親の援助を受けることもあるとされる²⁴⁾。教育や仕事を理由にプライベートな時間が十分に持てないことは、出産・子育ての断念につながっている。なお、他のヨーロッパ諸国でも初産が高齢化しているが、スウェーデン、デンマーク、フィンランドといった近隣諸国では、34～39歳で複数の子供を出産する女性が増え、「新たな時間」を見出しているのに対し、ドイツでは、このような状況はあまり見受けられない²⁵⁾。

(3) 経済的窮状

社会国家 (sozialer Staat) を憲法上の原則に掲げるドイツは²⁶⁾、労働者の生活を豊かにするため、様々な市場介入を行っている。また、フランスやベネルクス3国などの大陸諸国ともに、労働者に有利な「ヨーロッパ型社会モデル」を構築している²⁷⁾。もっとも、その一方で、収入格差や貧困が大きな社会問題となっており、2003年の統計によると、子供のいる比較的若い家庭 (結婚しているか否かを問わず、親が45歳以下の家庭) の収入は、いない家庭に比べ、一人当たりの収入が400～600ユーロ少ない。また、一人当たりの平均収入の50%未満の家庭の割合も高くなっており、従来の児童手当では良い成果を取めていない²⁸⁾。

なお、ドイツでは、基本的に学校教育費はかからないが²⁹⁾、大学進学を含めると、我が国よりも教育期間が長くなり、27歳まで親の援助を受けることもあるとされる³⁰⁾。経済的な理由から出産・子育てを断念する者が少なくないとされているが、そのようなカップルと、経済的負担を考慮した上で子供をもうけるカップルに2極化する傾向がみられる³¹⁾。

(4) 従来の方策

詳しくは後述するように、ドイツでも、様々な家族支援策が実施されているが、その重点は直接的な経済援助に置かれ、仕事と子育ての両立には欠かせない保育施設は、現在にいたるまで十分に整備されていない。また、種々の措置の全体的効果や家族の経済状況はまれにしか検討されていない³²⁾。

(5) 小家族を望む国民性

ところで、出産・子育ては個人の判断に大きく委ねられており、国の政策のみに左右されるわけではない。他のヨーロッパ諸国 (フィンランド、フランス、デンマーク、スウェーデン、イギリス) の20～34歳の女性は、2.5人の子供の出産を理想的と捉えているのに

対し、ドイツでは2人を切っている（ドイツ東部では1.6人、西部では1.7人）。他方、子供を一人も欲しがらない男女の割合は、近隣のヨーロッパ諸国よりも高くなっている。つまり、ドイツの出生率が低いのは、小家族を好む国民性にも基づいている³³⁾。

Ⅲ. 従来の出産・育児支援策とその効果

1. 従来の方策の特徴

諸外国の家族政策は、①社会民主的なスカンジナビア型、②保守的な大陸型、③自由主義的なアングロ・サクソン型に分類することができるが、ドイツの方策は2番目のタイプに属する³⁴⁾。

また、家族政策を専門的に所轄する行政機関が設けられていない国もあるが、ドイツには独自の省、つまり、連邦家族省（BMFSFJ）が設置され、大半の措置が統括されている。もっとも、前述したように、家族政策に関する一連の措置は、必ずしも十分に調整されているわけではない。なお、連邦国家体制に鑑み、諸政策は連邦政府だけではなく、州政府や地方によって実施されている。特に、インフラの整備に関しては、州や地方自治体が重要な役割を果たしている³⁵⁾。

出産・育児に有利な条件を整備し、子供を欲しがめる者の要望に応えるための措置として、①児童手当の給付や学校教育費の無料化など、子供のいる家庭の経済的負担を和らげるための直接的支援（直接コストへの投資）、②保育施設の拡充や有給育児休暇の導入など、出産・育児に起因する所得減を補う制度（機会コストの低減）、また、③仕事と家庭の両立を促すための労働環境整備が挙げられるが³⁶⁾、伝統的にドイツ（旧西ドイツ）は①を優先して実施してきた。これは、ヒトラー政権下における作爲的な出生政策を反省し、育児は家庭で、一般的には母親が行うべきとする戦後の子育て理念に基づいている。なお、近隣諸国との比較は必ずしも容易ではないが、ほぼすべてのEU加盟国でも、直接的支援により多くの公的資金が投入されており、インフラ整備費がこれを上回っているのは、デンマークのみである。また、出産・育児支援など、家族政策に関わるドイツの公的支出は、GNPの約2～3%であり（2001年は1.9%）、EU内でほぼ標準的である（EU加盟国の平均は2.5%）³⁷⁾。もっとも、北欧諸国やフランスは、小さな子供のいる家庭の財政支援を重視し、援助を最も必要としている家庭に焦点が充てられているのに対し、ドイツでは、このような特徴がみられない³⁸⁾。

2. 主な政策の概要

2.1. 直接コストへの投資

従来、連邦による直接的な財政支援は、①児童手当（Kindergeld）の給付または子供の扶養控除（Kinderfreibetrag）と、②育児手当（Erziehungsgeld）の給付を柱にしていた。児童手当は親の収入に関わりなく支払われるが（第3子までは、一人あたり毎月154ユーロ）³⁹⁾、1996年以降は、同手当を取得する代わりに、年間5808ユーロを上限とし、税控除を申請することも可能になった（児童扶助控除については、後述参照）⁴⁰⁾。他方、連邦の育児手当は、もっぱら自分で子育てをする親に対し、24ヶ月間、支給される（法律上、育児休暇は3年間、取ることができる⁴¹⁾）。もっとも、最初の6ヶ月間、一定額を超える所得のある親には与えられない（そうでない場合は、一律300ユーロ）。7ヶ月目以降は、この額が引き下げられ、また、これを上回る場合であれ、一定の手当てを取得しうる⁴²⁾。

その他に、女性は出産手当てを取得しうる（出産休暇は14週間である）。

また、長期間、別居していない夫婦については、課税所得の合算が認められる。つまり、両者の所得を合算した後に2分し、納税額を算定することができる（夫婦課税分割制度 [Ehegattensplitting]、所得税法第26条、第26b条、第38b条参照）。例えば、妻が無所得の場合、夫の所得のみが2分され、その額に応じて税率が決定されるため、最大の利益が得られる（他方、共働きの夫婦の収入が完全に同額の場合には、メリットは生じない）⁴³⁾。この優遇措置は、子供の有無や年齢に拘わらず認められるが、結婚した男女はいずれ子供をもうけるであろうとの仮定に基づいており、子育て支援の一部になっている（もっとも、その35%は、子供のいない家庭や子育てから解放された家庭に充てられている）。

さらに、教育費控除や健康保険制度上の優遇、また、州や地方の特別措置があり、財政的支援は多岐にわたる。そのため、正確な理解は専門家にとっても困難であり、市民には非常に分かりにくくなっている。

2.2. インフラの整備

これに対し、託児所や全日制の保育・学校教育施設の拡充は進展していない。特に、旧西ドイツ地方では、子育ては家庭で行うべきとの考えに基づき、現在でも、インフラの整備が遅れている。元々、幼稚園（Kindergarten）はドイツで発案された施設であるが、すべての子供に半日制（4時間）の幼稚園が保障されるようになったのは1999年のことである。現在では、家庭外での育児の必要性や重要性も広く認識され、地方のイニシアチブに

基づき、全日制の導入も試みられているが、普及率は西欧諸国の最低水準に留まっている⁴⁴⁾。ほぼ正午に閉まってしまう幼稚園・学校は、母親の経済活動を制限しており、出生率の低下にもつながっている。

なお、育児・学校教育施設の整備は、連邦ではなく、州の権限・責務に属するが、近時は、前者も、特に、財政面で協力している。その一環として、まず、2003年には、学校教育の全日制化を支援する投資プログラムが導入された⁴⁵⁾。また、未就学児を対象にした施設の拡充も、2005年1月に発効した昼間保育拡充法(Tagesbetreuungsausbaugesetz(TAG))に基づき支援されることになった⁴⁶⁾。さらに、児童・青少年支援法は、3歳未満の幼児を対象にした保育施設を十分に確保するよう、州や地方自治体に義務付けている(同法第24条参照)。

3. EU 法の影響

今日、EU は幅広い分野において加盟国の法令に影響を与えている。そのため、国内法を知る上では、EU 法に関する知識が欠かせないが、少子化対策や家族政策、また、より広く社会政策に関し、EU には強力な政策権限は与えられていない。つまり、社会政策に関する基本的な権限は加盟国の下に残っている。このような状況にも拘わらず、EU (厳密には EC) は、ソーシャル・パートナーとの協議を交えながら、一連の法令を制定しており、ドイツを含む加盟国の法令に影響を与えている⁴⁷⁾。

過去20年間の活動は、ライフ・ワーク・バランスの改善に重点が置かれているが、女性の社会進出に伴う出生率の低下や家族像の変化を背景に、近時、政策の必要性はますます強く認識されている。慢性化した失業問題と共に、仕事と家庭の両立支援は、今日の EU の重要な政策課題の一部を構成しているが⁴⁸⁾、2002年3月のバルセロナ欧州理事会では、完全雇用の達成という目標を達成するため、育児・保育施設の拡充に関し、加盟国の責務(2010年までに3歳から就学前の子供の少なくとも90%に対し育児・保育施設を保障し、また、3歳未満の子供の少なくとも33%に対しても同様に保障する)を明確に定めている⁴⁹⁾。なお、目標を達成しているのは一部の加盟国に過ぎず、ドイツをはじめとする多くの国には、早急な改善が求められている⁵⁰⁾。

EU (EC) の行政機関である欧州委員会は、EU 内の社会状況(人口構造を含む)に関する報告書を毎年作成している他(EC条約第143条および第145条参照)、人口問題に関する研究を財政面で支援している⁵¹⁾。また、ライフ・ワーク・バランスの改善に向け、ソーシャル・パートナーと協議を行うだけではなく、2006年10月には、ブリュッセルで第1

回「ヨーロッパ人口フォーラム」(European Demographic Forum)を開催している⁵²⁾。

4. 従来の政策の効果

前述したように、ドイツでも、様々な家族支援策が実施され、その経済規模は決して小さくないが、出生率、ワーク・ライフ・バランス、(子供のいる家庭の)貧困撲滅などに関し、良い成果は得られていない⁵³⁾。その主要因として、2006年の家族報告書を作成した専門家委員会は、様々な措置の全体的効果や家族の経済状況がまれにしか検討されていないことを挙げている⁵⁴⁾。

また、国の政策が、かえって悪い状況を生み出していることも指摘されている。例えば、仕事と家庭のバランス関係を図るため、これまで連邦政府は育児手当て(Erziehungsgeld)と育児休暇(Elternzeit)を拡充してきた。特に、2001年元旦に発効した規定によって、育児休暇は取りやすくなったが、休職に基づく収入減が育児手当てによって十分に補われるわけではなかった。そのため、長期間、育児休暇制度を利用する女性は経済的自立性を失うことになり、(ますます)出産を控える状況に追いやられることになった⁵⁵⁾。なお、2006年に発表されたある報告書によると、育児休暇の取得を検討している父親も20%程度いるとされるが、まだまだ浸透していない⁵⁶⁾。

Ⅳ. 新しい少子化対策 ～仕事と子育ての両立支援～

1. 総論

ドイツだけではなく、EUレベルでも、少子・高齢化は重大な社会問題として認識されるようになり⁵⁷⁾、近年、ドイツ連邦政府は、EU内で最低水準にまで低下した出生率を回復すべく、従来の政策の抜本的見直しに力を入れている。新しい政策は、これまでの包括的な支援を改め、小さな子供のいる家庭に焦点をあてている。また、家族像は、夫のみが職業を持つ従来のモデルから共働きのスタイルに移行しており、今日、家族は、①時間、②家族生活を支えるインフラ、③収入を特に必要としているとの分析に基づき、国や地方公共団体だけではなく、地域社会や経済界と連携しながら、家庭と仕事の両立支援を拡充することが新政策の大綱に据えられている⁵⁸⁾。そして、2010年までに、ヨーロッパ諸国の中で最も「家族に優しい国」にするとの目標が定められている⁵⁹⁾。

なお、高まる経済の国際化(中国やインドなどの脅威)ないし自由化(新規EU加盟国である中東欧諸国の脅威)、また、慢性化する失業問題を背景に、ドイツやその他のEU

加盟諸国は、経済成長と雇用拡大をより重要な政策課題として掲げているが⁶⁰⁾、新しい家族政策は、これらの異なる課題を実現する手段として位置づけられている。つまり、母親の就業率を向上させるとともに、そのために必要なインフラを整備することによって雇用を創出することが意図されている⁶¹⁾。

ところで、ドイツでは、2005年秋に新政権が発足し、連邦家族相は、社会民主党(SPD)に属する Renate Schmidt から保守系(CDU)の Ursula von der Leyen に代わっている。両政党の家族政策には、かねてより違いが見られるが⁶²⁾、共働きの現代的な家族像を基盤に据え、仕事と家庭の両立を促進するという点で(キーワードは家族政策の現代化である)、政策には一貫性が見られる。また、この観点から、従来の政策と新しい政策を区別することができる。なお、ドイツでは、各政権担当期間中の2年ごとに、家族政策に関する報告書が作成されるが⁶³⁾、最新版である2006年の報告書を作成した専門家委員会は、前述した政府の新方針を承認している⁶⁴⁾。

2. 各論

新政策の重点は、①従来の経済支援の見直しと、②インフラの整備に置かれているが、①に関しては、2007年1月1日より導入されている親手当が重要である。この制度は、従来の良き母親像を根本的に見直し、出産後、比較的早期に、女性が職場復帰することを促していることから、家族政策に関する「コペルニクスの改革」と目されている⁶⁵⁾。仕事と子育ての両立を図る上で重要なインフラ整備は、就学前の乳幼児(特に3歳未満)の保育に重点が置かれているが⁶⁶⁾、全日制の託児所を設置する計画については現在でも激しく議論されている。

2.1. 親手当(Elterngeld)の導入

仕事と家庭のバランスを改善するため、従来、連邦政府は育児手当(Erziehungsgeld)と育児休暇(Elternzeit)を拡充してきた。特に、2001年元旦に発効した規定によって、実の親による育児は容易になったが、休職に基づく収入減は育児手当によって十分に補填されるわけではなかった。そのため、育児休暇を長期にわたり取得する女性は経済的自立性を失い、男性や国に頼る状況に追いやられた⁶⁷⁾。

このような状況を改善するため、ドイツは、「親手当と育児休暇に関する法律」を制定し、スウェーデンの成功例をモデルにした親手当を導入した。これによって、従来の育児手当(Erziehungsgeld)は廃止されたが、出産前に働いていた者に対する経済支援

は拡充される。つまり、出産・子育てを理由に休職する親には、休職前12ヶ月間の手取給料の67%（ただし、1800ユーロを上限とする）が国より支給される（第2条第1項参照）。なお、従来の所得が1000ユーロ未満の者については、その額に応じて、最高100%まで引き上げられる（第2条第2項）。また、出産前に所得が無い親には300ユーロの支給が保証される（同第5項）。

すでに一定の年齢未満の乳幼児がいる場合は、10%（少なくとも75ユーロ）上乘せて与えられる（第2条第4項）。また、新たに子供が生まれた場合には、それぞれにつき最低額（300ユーロ）が支給される（同第6項）。

なお、新制度は両親が重病や重度の障害を理由に育児を行えない場合等に関し、受給者の範囲を3親等まで拡大している。そのため、出生児の祖父母、おじ、おば、また、兄弟も対象になる（第1条第4項）。

親手当の支給期間は1年間であるが⁶⁸⁾、両親がそれぞれ育児休暇を取るときは、14ヶ月に延長される（例えば、母親だけではなく、父親も育児休暇を取るときは、両者を併せて14ヶ月となる）⁶⁹⁾。なお、各親にはそれぞれ2ヶ月の期間が留保されているため、一方が親手当を取得しうる期間は、通常、12ヶ月までであるが、その範囲内であれば、双方で自由に分割することができる（例えば、母親8ヶ月、父親が4ヶ月と分けることができる。なお、双方が育児休暇を取るこのケースでは、どちらかがさらに2ヶ月間、親手当を取得しうる）。親手当を取得している期間中であれば、パートタイムおよび期限付き雇用に関する法律（Teilzeit- und Befristungsgesetz(TzBfG)）に基づく権利や、最高3年間の育児休暇を取得する権利は従来どおり保障される⁷⁰⁾。

親手当の給付を希望する者は、州の所轄官庁に書面で申請しなければならない（なお、インターネットによる申請も認められている）。出生後、直ちに行う必要は無いが、過去に遡って支給されるのは、申請から3ヶ月までである。

連邦政府は年間40億ユーロの予算を想定しているが、これは従来の育児手当の予算規模を約10億ユーロ上回る⁷¹⁾。従来よりも大規模な支援策によって、出産・子育てを理由に休業し、所得を失うことから生じるリスクが軽減されるだけでなく、父親の育児参加（育児休暇の取得）も容易になる⁷²⁾。また、手当の支給額が12ヶ月ないし14ヶ月に制限されていることから、ドイツ政府は、両親の職場復帰が奨励され、特に女性の経済的自立性が保障されるとしている⁷³⁾、これは法定の育児休暇期間（3年）の完全利用を妨げるのではないかと危惧されている⁷⁴⁾。その他にも、①従来の所得に関連付けた経済支援では、高所得者が優遇されるため、国は大卒者の出産を奨励しているとの印象を与えかねないこと、

②300ユーロの最低支給額は、低所得者ないし所得の無い学生にとって魅力的ではないこと、また、③親手当の額（つまり、出産前の所得）を増やすため、なるべく出産時期を遅らせ、最終的には、出産を見送らざるをえない者も生じうるとの批判がある⁷⁵⁾。それゆえ、親手当が出生率の向上に貢献しうるかどうかは定かではないが、立法者は、短期間で（2007～2009年）効果は出ないと捉えている⁷⁶⁾。モデル国であるスウェーデンでも、親手当では、本質的に、出生率の回復よりも、女性の雇用率の上昇に寄与しており、労働市場政策としての性質を有している⁷⁷⁾。

2.2. 養育費控除

子供のいる家庭の負担を緩和することは、ドイツ憲法（基本法）上の要請であり、連邦憲法裁判所の度重なる判断⁷⁸⁾にも促され、税法上の優遇策が導入されているが⁷⁹⁾、2006年4月制定の「租税による経済成長と雇用の促進に関する法律」⁸⁰⁾に基づき、所得税の養育費控除は拡充されることになった。現在、仕事のために、第3者に子供の世話を委託しなければならない親は、実際にかかった費用⁸¹⁾の3分の2（ただし、子供1人につき、年間4000ユーロまで）を控除しうる⁸²⁾。対象となる子供は14歳までであるが、障害のある子供については制限が無い（所得税法（EStG）第4f条第1文）。なお、子供が両親と同居している場合は、両親とも働いていなければならないが（同条第2文、第9条第5項）⁸³⁾、両親とも仕事をしていない場合であれ、それが障害、長期の疾病または教育を理由にしていときは、同様の優遇措置が受けられる（第10条第1項第8号）。また、一方の親のみが労働に従事している場合であれ、3歳以上、6歳未満の子供の養育費については税控除が受けられる（第10条第1項第5号）。それゆえ、幼稚園に通う年齢の子供については、双方の親が仕事をしているかどうかを問わず、養育費の負担が軽減される。

子供が一方の親とのみ同居しているケースでは、その親の労働のみが問われるが、仕事をしていない場合であれ、前述したケース（子供が両親と同供している例）と同じように、例外が認められる。

2.3. インフラの整備

仕事と家庭（育児）の両立には、前述した経済支援よりも、インフラの整備がより重要となる⁸⁴⁾。とりわけ、日中、子供を預けることのできる施設の拡充は、仕事との両立を図る上で欠かせないが、従来、ドイツ（旧西ドイツ地域）では、子育ては家庭で行うべきとの考えに基づき、このような施設は普及していない。学校入学前の幼児を対象にした保育

施設の普及率はEU内で最低水準にあり、また、学校も正午には閉まってしまう。そのため、約3分の1の両親にとって、子育ては過重負担になっていると指摘されている⁸⁵⁾。

もっとも、近時は、学校教育の全日制化が進められていることは前述した通りである。子供の学力低下が指摘される昨今、この試みは仕事と子育ての両立支援だけでなく、学校教育の充実化という側面を持ち合わせている⁸⁶⁾。なお、育児・教育施設の拡充は国ではなく、州や地方自治体の権限・責務であるが、連邦政府も特に財政面で支援している（前述Ⅲ.2.2.参照）。さらに、連邦家族省（BMFSFJ）は、州や地域と協力しながら、3歳未満の幼児（つまり、幼稚園入園前の子供）を対象にした日中の保育施設を整備・拡充する方針を打ち出しているが⁸⁷⁾、朝から晩まで子供を第3者に預けることの是非、また、財政負担のあり方について様々な議論を惹き起こし、少子・高齢化そのものよりも大きな社会問題となっている。

議論の対象となっているのは、3歳未満の子供の3人に1人に日中の保育施設を保障するため、2013年までに施設数を75万に増やすとする連邦家族省（BMFSFJ）の計画であるが、このプランによれば、新たに設置しなければならない施設数は50万にも達する。提案理由として、連邦家族省は、確かに、国は国民の家庭生活や出産・子育てに介入すべきではないが、約90%の女性は第1子の出産前に働いており、国は現代的な家族の要請に応える必要があることを挙げている⁸⁸⁾。もっとも、この政策は、子育ては家庭で行うべきとする伝統的な子育て哲学を大きく変えるものであり、保守派の強い反発を招くことになった。特に、カトリック教のWalter Mixa司教は、連邦家族省の計画は子供の利益に反するだけでなく、若い女性を企業の労働力と位置づけ、女性を「産む機械」（Gebärmaschine）になりさげてしまうと痛烈に批判した⁸⁹⁾。批判は与党内からも発せられ、新政策は子供を国に預けることを奨励しており、旧東ドイツ体制を復活させることになることになると非難されている⁹⁰⁾。なお、連邦家族省の計画に従い、全国に50万箇所の託児所が新たに設けられるにせよ、国内全域をカバーしうるわけではなく、3人に1人は利用しないか、または利用しえないとされている⁹¹⁾。つまり、普及率が著しく高くなるわけではないが、それでもなお厳しく批判されているのは、家庭より保育施設の方が良いとする観念の定着が危惧されているためとされている⁹²⁾。

国内の有力メディアであるDer Spiegelは、与党CDU内の議論は神経質になっているが、一般的には、連邦家族省（BMFSFJ）の立案は行き過ぎと捉えられていると報じている⁹³⁾。このような状況下、Merkel首相（CDU）の動向が注目されていた。キリスト教を信奉する保守系の首相は、当初こそ現代的な改革に態度を留保していたが、現在は連邦家

族省の提案を支持している⁹⁴⁾。また、2007年4月2日、連邦、州、地方自治体は、連邦家族省の提案に従い託児所を拡充することで合意した⁹⁵⁾。もっとも、資金問題はまだ解決していないため、計画は実行に移されていない。連立与党のSPDは、子供手当を1人あたり、10ユーロ削減し、託児所の設置に充てる案を提出しているが、同じく左派政党からは、保育施設を増設する代わりに子供手当を削減するのは、中間層に不利であるとして批判されている。また、von der Leyen連邦家族相の属するCDUも、ある家族が他の家族のために保育費を支払うのはおかしいとして、子供手当の削減に反対し、一般財源からの支出を提唱している。なお、前述したように、保育施設の整備・拡充は州や地方自治体の管轄事項であるため、連邦が支出すべきではないとする見解もある一方で、国家予算の配分をめぐり、東西ドイツ間で対立が生じている。つまり、旧東ドイツ地域では、西側に比べ保育施設が整備されているが、従来、この問題に十分に取り組んできた州が全く予算を得られないのはおかしいと批判し、計画の実施に必要な財政問題に譲歩していない⁹⁶⁾。

2.4. その他の措置

(1) 窓口の一本化、ホームページの開設

前述したように、出産・育児を支援するため、従来より様々な公的措置が実施されているが、窓口が一本化されていないため、非常に分かりにくくなっている。また、連邦、州、地域の政策やその他の支援策が十分に調整されていないため、期待通りの効果が得られていないとの批判もある⁹⁷⁾。フランス、ルクセンブルクやベルギーなどの周辺国の例にならい、管轄機関ないし政策を一本化する必要性はすでに指摘されている⁹⁸⁾、ドイツ連邦政府は、州の権限を考慮しながら、改善するとしている⁹⁹⁾。なお、様々な家族支援策の内容を国民に知らしめるため、連邦家族省(BMFSFJ)は、2005年秋よりホームページを開設している¹⁰⁰⁾。

(2) 子育てと両立可能な大学教育

女性の大学進学や長期間にわたる大学教育が出生率低下の一要因になっていることは前述した通りであるが、このような状況を改善し、子育てをしながら教育を受けることを可能にするため、ドイツ連邦家族省(BMFSFJ)は、大学だけではなく、後述する「家族のための地域連合」に環境の整備(特に、大学近辺に託児所を設けること)を要請している¹⁰¹⁾。

(3) 家族のための地域連合 (Lokale Bündnisse für Familie)

ドイツ政府は、仕事と家庭の両立支援が地域に与える影響力にも注目している。つまり、保育施設の増設は新たな雇用を生み出すだけでなく、母親の職場復帰を容易にするため、地域経済を活性化する。また、中小の市町村は、子供のいる家庭の都市部集中を抑えるためにも、家族に有利な環境を整える必要があるが、このような点を考慮し、連邦家族省 (BMFSFJ) は、2004年、「家族のための地域連合」(Lokale Bündnisse für Familie) を立ち上げ、地域の公的機関、政治・経済界、教会や福祉団体などが協力し、地域独自のニーズに応じたプロジェクトを策定・実施することを支援している¹⁰²⁾。すでに多数の地域連合が組織され (連邦政府によると、2006年末までには少なくとも600の連合が国内に設けられる)¹⁰³⁾、保育施設の設置やフレキシブルな学校教育制度の導入を試みているが、各連合の組織や政策は、連邦家族省のホームページでも紹介されている¹⁰⁴⁾。

(4) 家族のためのアライアンス (Allianz für die Familie)

また、連邦家族省 (BMFSFJ) は、経済界、労働組合、財団および学術の各分野の代表者で構成される「家族のためのアライアンス」(Allianz für die Familie) を2003年月中旬に発足させ、家庭と仕事の両立に重点を置いた様々な試みが実施されている。その例として、フレキシブルな労働時間制度を採用した雇用・賃金契約モデルの作成や、保育施設の開業時間の調整などが挙げられる¹⁰⁵⁾。

(5) 企業ネットワーク『成功要因としての家庭』(Unternehmensnetzwerk “Erfolgsfaktor Familie”)

さらに、連邦家族省 (BMFSFJ) はドイツ商工会議所 (DIHK) と共に「企業ネットワーク『成功要因としての家庭』」(Unternehmensnetzwerk “Erfolgsfaktor Familie”) を発足させ、仕事と家庭の両立促進に関心を持つ企業・組織間のネットワークを構築している¹⁰⁶⁾。

おわりに

前述したように、ドイツだけではなく、すべてのヨーロッパ諸国は少子・高齢化の傾向にあるが、スカンジナビア諸国やフランスといった近隣国では状況の改善が見受けられる。つまり、身近に良い模範が存在するが、ドイツでは、子育ては家庭で行うべきとする考えに基づき、抜本的な取り組みが遅れていた。このような状況に変化をもたらしたのは、経

済の国際化や企業間競争の激化であった。近年、少子・高齢化に基づく労働力の減少は、国や社会の将来だけではなく、経済力にも大きな影を落とすことが強く認識され、仕事と家庭の両立支援を謳った政策が本格的に検討されるようになった。このような背景から生まれた新政策が経済発展や慢性化する失業問題へのてこ入れとしての側面を持ち合わせていることは言うまでもなく、女性を「良き母親」から「企業のための労働者」ないし「産む機械」に成り下げるとの批判¹⁰⁷⁾も、もっともである。しかし、女性を家事・子育てと結びつけるのは、あまりにも非現実的であり、女性の社会進出が不動の情勢になったことを考慮すると、伝統的な家族観や子育て哲学の方を見直す必要がある。確かに、子供を保育所に預けながら仕事を続ける母親を“Rabemütter”（逐語訳では「カラスの母親」）と批判する風潮は薄れ、育児施設の拡充や学校教育の全日制化に対するドイツ国民の抵抗は小さくなっているが、他方、子育ては両親だけではなく、社会全体の責務であるとする考えはまだ定着していないと解される。建国以来の家族政策の伝統に修正を加えるとする新政策であれ、子育ては親の責任であるという考えを前提にしている¹⁰⁸⁾。また、子供のいない世帯が増えているとはいえ、夫婦はいずれ子供をもうけるとする伝統的な夫婦像や、それに立脚した制度¹⁰⁹⁾の見直しも実現していない。

ところで、近時、フランスは、ヨーロッパ内で最も出生率の高い国となり、注目されているが、出生率の増加は一朝一夕に実現されたのではなく、何十年にもわたり、次第に改められてきた国民意識の変化に基づいている。つまり、子供は常に母親の下で過ごさなければならないという観念が次第に取り除かれ、育児は社会全体の問題として捉えられるようになったことが出生率の上昇に大きく貢献している¹¹⁰⁾。これに対し、ドイツでは、家事や子育てに専念する者が「良い母親」と目され、第三者による保育の意義について議論されるようになったのは最近のことである。また、母親以外の者でも、母親と同じように子供を育てられるという考えは定着していない。そのため、前述した保育所の大増設計画は大論争に発展したが、その実施はすでに正式に決まっている。現在、争点は財政負担のあり方に移り、新たな東西問題を生むに至っているが（前述Ⅳ.2.3.参照）、子供の数が著しく減少する一方で、子供を欲しがめる若者の割合はほとんど変わっていない¹¹¹⁾。この要望を実現させてあげることが国や地方に課せられた重要な責務であることは広く認識され、また、政権担当者も強く自覚しているが¹¹²⁾、財政負担をめぐる争いは、少子化がさほど真剣に受け止められているわけではないことを表している。確かに、出産・育児は個人の判断にかかっており、大家族や高齢出産を好まない国民性も出生率低下の一因となっているが、国や地方が状況の改善、特に仕事と家庭の両立支援に貢献しうるのは近隣諸国で

も実証されており¹¹³⁾、ドイツの今後の取り組みが注目される。

なお、連邦制を採用するドイツでは、州や地方自治体の独自性が重んじられているが、少子化対策の分野においても、その役割がますます重視されるようになってきている。もっとも、それぞれの地方が独自に実施する個別策は、制度を複雑にしている。このような欠点を改善するため、近年、連邦家族省 (BMFSFJ) は、家族政策に関するホームページを立ち上げ、統括的な情報の普及に努めている (前述Ⅳ.2.4.(1) 参照)。若者をターゲットにした Web サイトはモダンで好感が持てるが、扱っている内容が多岐にわたるため、予備知識が無い者には煩雑であると考えられる。また、連邦家族省自身も様々なサイトを開設している他、州や地域も独自の情報を発信しているため¹¹⁴⁾、窓口の一本化という当初の目標が実現されているかどうかは疑わしい。

少子化対策は、若者のニーズへの対応、換言するならば、「現代化」への取り組みと言えるが、経済力を誇るドイツが経済・産業だけでなく、社会や家族の現代化を実現しうるか、国や社会の施策だけではなく、国民一人ひとりの意識改革が求められている。

- 1) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 7. Familienbericht "Familie zwischen Flexibilität und Verlässlichkeit - Perspektiven für eine lebenslaufbezogene Familienpolitik" (以下、Bericht とする), 2006, p. 63. See Commission of the European Communities, Commission Communication, The demographic future of Europe - from challenge to opportunity (以下、Commission Communication とする), 2006, pp. 5-6. また、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/demography-spidla.html> [2007年4月15日現在])を参照されたい。リスボン戦略の中間評価を行った Wim Kok 報告書は、人口構造の変化によって、EUのGNPは現在の2~2.25%から、2040年には1.25%に低下する恐れがあると分析している。この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/lisbon21.html> [2007年4月15日現在])を参照されたい。
- 2) ドイツの出生率の動向に関する邦文文献として、原俊彦「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』第13号 (2000年) 149~175頁を参照されたい。
- 3) Der Spiegel 2007, No. 9, pp. 52-72 ("Der Familienkrach"), 53. 従来の政権政党の立場について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/demography-de.html> [2007年4月15日現在])を参照されたい。
- 4) Das Gesetz zum Elterngeld und zur Elternzeit (Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetz - BEEG) vom 5. Dezember 2006, BGBl. I S. 2748 ff. この法律について、齋藤純子「『育児手当』から『親手当』へー家族政策のパラダイム転換」外国の立法 229 (2006年) 164~170頁を参照されたい。
- 5) Bericht, *op. cit.*, pp. 14-21; Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung und Robert Bosch Stiftung eds., The Demographic Future of Europe - Facts, Figures, Policies, Ergebnisse der Population Policy Acceptance Study (PPAS), 2006. もっとも、その程度や発展過程については大きな違いがある。See Steffen Kröhnert, Nienke van Olst and Reiner Klingholz, Emanzipation oder Kindergeld? Der europäische Vergleich lehrt, was man für höhere Geburtenraten tun kann, Sozialer Fortschritt (54) 2005, 12, pp. 280-290.
- 6) ドイツや近隣の西欧・北欧諸国では、1970年代より出生率が低下する傾向にあるが、南欧では、その約10年後、また、中東欧ではさらに10年ほど遅れ、同じような現象が現れている。なお、現在、中東欧の出生率は他のヨーロッパ地域より低い。See Commission of the European Communities, Communication from the Commission, Green Paper "Confronting demographic change: a new solidarity between the generations" (以下、Commission, Green Paper とする), COM (2005) 94 final, 2005, p. 24. 1960年と2003年の出生率の比較について、Commission of the European Communities, *ibidem*, p. 23.

- 7) Commission Communication, *op. cit.*, p. 16.
- 8) 例えば、スペイン、イタリアは1.3、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニアは1.2である。See Commission Communication, *op. cit.*, p. 16.
- 9) Bericht, *op. cit.*, p. 18. 欧州委員会も、EU加盟25ヶ国の合計特殊出生率は同様に低い水準で安定するとみている(2004年の1.5%から2030年は1.6%)。See Commission Communication, *op. cit.*, p. 3.
- 10) Bericht, *op. cit.*, pp. 19-20.
- 11) ヨーロッパ諸国の分析として、例えば、Bericht, *op. cit.*, pp. 14-36を参照されたい。
- 12) Bericht, *op. cit.*, p. 18.
- 13) Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung und Robert Bosch Stiftung eds., *op. cit.*, pp. 10-11.
- 14) これに対し、1970年代に出生率が低下した要因としては、避妊法の改善や多数(3~4人)の子供を生む女性が減少したことが挙げられる。Bericht, *op. cit.*, pp. 19-20.
- 15) James Vaupel's speech at the first European Demography Forum in Brussels; Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung, *op. cit.*, pp. 12-13.
- 16) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 58.
- 17) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 58.
- 18) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 58.
- 19) Bericht, *op. cit.*, pp. 11 and 249.
- 20) Bericht, *op. cit.*, pp. 249-250.
- 21) なお、ドイツでは、伝統的な家庭で育てられる子供が減っている。Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung (BIB)の統計によると、約3人に1人の子供は婚姻関係にある実の両親の下で育てられておらず、父親がいない者(15%)、母親がいない者(2%)、未婚の両親(6%)、または、いわゆる「パッチワーク・モデル」にある者(9%)もまれではない。つまり、両親が離婚ないし再婚するケースが非常に増えているため、伝統的な家庭像は崩壊しつつあるが、このような状況は、19世紀に恋愛結婚という考えが導入され、それまでの家族観念を大きく覆したことに匹敵するとも捉えられている。See Der Spiegel, *op. cit.*, p. 54.
- 22) Michael Bittman and James Mahmud Rice, The rush hour: the character of leisure time and gender equity. *Social Forces* 79 (1) 2000, pp. 165-89.
- 23) Bericht, *op. cit.*, pp. 33-36 and 249.
- 24) Bericht, *op. cit.*, pp. 33-36 and 249.
- 25) Bericht, *op. cit.*, pp. 34-36 and 63.
- 26) ドイツ基本法(Grundgesetz)第20条第1項参照。
- 27) この点について、筆者のホームページ(<http://eu-info.jp/law/socialmodel.html> [2007年4月1日現在])を参照されたい。
- 28) Bericht, *op. cit.*, p. 250.
- 29) 教育機会の均等を図るため、従来は、大学でも授業料を納める必要は無かったが、近時は学費を徴収する大学が増えている。しかし、その場合でも我が国に比べ、はるかに負担が軽い。
- 30) Bericht, *op. cit.*, p. 249.
- 31) Bericht, *op. cit.*, pp. 251-252.
- 32) Stellungnahme der Bundesregierung, in Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 7. Familienbericht "Familie zwischen Flexibilität und Verlässlichkeit - Perspektiven für eine lebenslaufbezogene Familienpolitik" (以下、Stellungnahme der Bundesregierungとする), 2006, p. XXXII.
- 33) Bericht, *op. cit.*, p. 66. 理想的な子供の数に関する調査について、Maria Rita Testa, Childbearing Preferences and Family Issues in Europe, 2006, pp. 11-15; Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung und Robert Bosch Stiftung eds., *op. cit.*, pp. 10-11.
- 34) Bericht, *op. cit.*, pp. 36 and 56. なお、第2次世界大戦後、東西2つの国に分断されたドイツは、1991年11月に統一されているが、両国の政策には違いが見られた。例えば、旧東ドイツは、1970年代、出産を「大人」の条件とみなし、生計能力の無い若者には国が援助する家族政策を導入していた(これはフランスの例に倣ったものである)。See Bericht, *op. cit.*, p. 26. 他方、西ドイツではそのような政策大綱を設けておらず、旧東ドイツに比べ、インフラ整備の遅れが目立った。これは前述したように、子育ては家庭で行うべき当事者の考えに基づいている。
- 35) Bericht, *op. cit.*, pp. 56-57.

- 36) Commission Communication, *op. cit.*, p. 7. また、巻頭対談「適切な少子化対策は次世代への責務—スウェーデンとフランスから何を学ぶべきか」『みずほリサーチ』2006年7月号1～5頁（3頁）を参照されたい。
- 37) Bericht, *op. cit.*, pp. 38–40.
- 38) Bericht, *op. cit.*, pp. 12 and 250.
- 39) 自らの生活費は賄えるものの、子供の生活費に困る親に対しては、さらに、一月あたり140ユーロを上限として、特別手当が支給される。See Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXIII.
- 40) Bericht, *op. cit.*, p. 57.
- 41) 育児休暇に関し、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/demography-de.html> [2007年4月15日現在])、また、Kinder.de のサイト (http://www.kinder.de/Der_Erziehungsurlaub.1229.0.html [2007年4月15日現在]) を参照されたい。
- 42) そのため、7ヶ月目以降は、育児休暇を取ることが奨励される。Bericht, *op. cit.*, p. 58.
- 43) ドイツでは、所得税の額に応じて、連帯費 (Solidaritätsbeitrag) や教会税の額も決定されるので、所得税が少なくなれば、それだけ多くの利益を受けられる。
- 44) Bericht, *op. cit.*, p. 59. なお、ドイツ国内では、旧東ドイツ地域の状況は旧西ドイツ地域に比べ非常に良い。
- 45) 「将来の教育と育児」(Zukunft Bildung und Betreuung) と称するこの投資プログラムは、2003年3月から2008年末まで実施され、全日制学校の設置・整備を財政的に支援している。このプログラムについて、ドイツ政府は、独自のホームページ (<http://www.ganztagsschulen.org> [2007年4月15日現在]) を開設している。
- 46) この法律について、齋藤純子「ドイツ 昼間保育拡充法の施行」『ジュリスト』第1290号117頁を参照されたい。
- 47) See Communication from the Commission: First-stage Consultation of European Social Partners on Reconciliation of Professional, Private and Family Life (以下、Commission, First-stage consultation とする), SEC (2006) 1245. EC 法令と加盟国法について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/demography-leave.html> [2007年4月15日現在]) を参照されたい。
- 48) 2005年10月のハンプトン・コート首脳会議の席でも、少子高齢化対策は、今後10年間の主要課題であることが確認されている。Commission Communication, *op. cit.*, p. 3.
- 49) Paragraph 32 of the Presidency Conclusions of the Barcelona European Council of 15 and 16 March 2002.
- 50) See Commission, First-Stage Consultation, *op. cit.*, p. 3.
- 51) この点について、欧州委員会の公式サイト (http://ec.europa.eu/employment_social/social_situation/index_en.html [2007年4月15日現在]) を参照されたい。
- 52) Communication from the Commission - A Roadmap for equality between women and men 2006–2010, COM (2006) 92, 1. 3. 2006.
- 53) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
- 54) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
- 55) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
- 56) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 72.
- 57) 前掲注1内の文献を参照されたい。
- 58) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXIV.
- 59) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXV.
- 60) 経済成長と雇用拡大を柱とする「リスボン戦略」について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/lisbon.html> [2007年4月15日現在]) を参照されたい。
- 61) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXIV.
- 62) 筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/demography-de.html> [2007年4月15日現在]) を参照されたい。
- 63) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
- 64) 経済の国際化 (中国やインドの経済成長の脅威) が一段と強まった2006年に発表された報告書は、男性によって独占されていた「産業社会」から、女性の雇用率が伸びる「サービス社会」ないし「知的社会」への移行を前提に、家族政策の抜本的改革を訴えている。特に、家族形成、出産、育児の重要性を若者に認識させ、そのために必要な時間を確保しうる社会制度の確立が必要とし、①人生計画の見直しや日常生活における時間的ゆとりの確保、②家族形成や子育てを支援する近隣・地域のインフラ拡充、③子

- 育ての経済支援の3本柱からなる「持続的な家族政策」(nachhaltige Familienpolitik)を提唱している。
See Bericht, *op. cit.*, p. 3.
- 65) Der Spiegel, *op. cit.*, pp. 53 and 71.
- 66) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXV.
- 67) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
- 68) なお、申請により、親手当てを半額にし、給付期間を2倍にすることができる。
- 69) なお、シングル・マザーなど、一方の親のみによって育てられる場合には、同人は14ヶ月間、親手当てを取得しうる(第4条第3項第4文)。
- 70) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
- 71) この点について、連邦家族省の公式サイト(<http://www.bmfsfj.de/Politikbereiche/familie,did=76746.html>[2007年4月15日現在])を参照されたい。
- 72) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXIII.
- 73) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXIII.
- 74) Christian Seiler, Freiheits- und gleichheitsgerechte Förderung der Vereinbarkeit von Familie und Beruf, 2006, pp. 1717-1723, 1722.
- 75) Seiler, *op. cit.*, p. 1722, note 54.
- 76) Seiler, *op. cit.*, p. 1722.
- 77) Seiler, *op. cit.*, pp. 1722-1723. See also Bericht, *op. cit.*, p. 250; Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
- 78) FamRZ 1990, 955; FamRZ 1998, 285, 291.
- 79) See Harald Scholz, Die Neuregelung der steuerlichen Förderung von Kinderbetreuungskosten und ihre Auswirkung auf den Unterhalt, FamRZ 2006, pp. 737-740, 737. 憲法上の問題について、筆者のホームページ(<http://eu-info.jp/law/demography-de.html>[2007年4月15日現在])を参照されたい。
- 80) Gesetz zur steuerlichen Förderung von Wachstum und Beschäftigung v. 26. 4. 2006, BGBl 2006 I 1091. この法律に基づき、所得税法(EStG)には、新しい規定(第4f条、第9条第5項第1文および第10条第1項第5号および第8号など)が導入される一方で、従来の所得税控除に関する規定(第33c条)は削除された。同法は、「租税による経済成長と雇用の促進に関する法律」という名称からも分かるように、経済成長と雇用の促進(育児業の奨励)を目的としているが、それと同時に、仕事と子育ての両立を支援している。Seiler, *op. cit.*, pp. 1719-1720. なお、育児を委託する親だけではなく、それを引き受ける者も税法上、優遇されている。この点について、ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省の公式サイト(<http://www.familien-wegweiser.de/wegweiser/stichwortverzeichnis,did=38068.html>[2007年4月15日現在])を参照されたい。
- 81) なお、特別な能力の養成やスポーツないし課外活動に関する教育費は含まれない(所得税法第4f条第3文)。幼稚園での保育料も所得税控除の対象になるかどうかについて、Scholz, *op. cit.*, pp. 738-740を参照されたい。
- 82) ドイツでは、所得税の額に応じて、連帯費(Solidaritätsbeitrag)や教会税の額も決定されるので、所得税が少なくなれば、それだけ多くの利益を受けられる。
- 83) この場合、双方の親は、養育費の半額をそれぞれ申告しうる。なお、子供が一方の親とのみ同居しているときは、この親は働いていなければならない。See Scholz, *op. cit.*, p. 738.
- 84) See also Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXVII.
- 85) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 67.
- 86) 近時、ドイツの生徒の学力低下が問題視されており、半日制という特殊な教育システムの見直し、また、全日制の利点(単に教育の充実化だけではなく、子供の社会性や、いわゆる食育の発展など)が指摘されている。See Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXVII. また、ドイツ連邦政府のホームページ(<http://www.ganztagsschulen.org/7276.php>[2007年4月15日現在])を参照されたい。
- 87) See Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXVII; Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Kindertagesbetreuung für Kinder unter drei Jahren, 2006, pp. 4-5 and 21-24. さらに、連邦政府は、幼稚園の最終年度は費用の無料化を目標に掲げている。See Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXVII.
- 88) この点について、連邦家族省(BMFSFJ)のホームページ(<http://www.bmfsfj.de/Kategorien/aktuelles,did=>

- 95840.html [2007年4月15日現在])を参照されたい。
- 89) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 52.
 - 90) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 52.
 - 91) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 52.
 - 92) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 52.
 - 93) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 52.
 - 94) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 52.
 - 95) この点について、連邦家族省 (BMFSFJ) のホームページ (<http://www.bmfsfj.de/Kategorien/aktuelles>, did=95840.html [2007年4月15日現在])を参照されたい。
 - 96) Die Welt v. 4. April 2007, 4 (“Von der Leyen verlangt Steuergelder für den Krippen-Ausbau”).
 - 97) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
 - 98) Bericht, *op. cit.*, pp. 290–292.
 - 99) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, pp. XXXIV–XXXV.
 - 100) アドレスは、www.familien-wegweiser.de (2007年4月15日現在) である。
 - 101) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXII.
 - 102) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, pp. XXVIII–XXIX.
 - 103) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXIX.
 - 104) <http://www.lokale-buendnisse-fuer-familie.de/>
 - 105) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXXI.
 - 106) 企業ネットワーク「成功要因としての家庭」の公式サイト (<http://www.erfolgskfaktor-familie.de> [2007年4月15日現在])を参照されたい。
 - 107) 本文中の IV, 2, 3. を参照されたい。
 - 108) Stellungnahme der Bundesregierung, *op. cit.*, p. XXVII.
 - 109) 夫婦課税分割制度 (Ehegattensplitterung) について、本文中の III, 2, 2. を参照されたい。なお、社会民主党 (SPD) はその廃止を提唱しているが、夫婦像の崩壊を危惧するキリスト教民主同盟 (CDU) は断固として反対し、与党内の対立を生んでいる。
 - 110) Bericht, *op. cit.*, pp. 11 and 64. フランスの少子化対策について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/demography-fr.html> [2007年4月15日現在])を参照されたい。
 - 111) Der Spiegel, *op. cit.*, p. 71 によると、望む子供の数は1,8人と出生率 (1,3) を上回っている。また、EU 平均でも、2,3対1,5となっている。Commission, Green Paper, *op. cit.*, p. 5.
 - 112) Bericht, *op. cit.*, p. 1.
 - 113) Bericht, *op. cit.*, p. 65.
 - 114) この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/demography-de.html> [2007年4月15日現在])を参照されたい。